

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月16日

支出負担行為担当官

第五管区海上保安本部長 菅野 孝一

記

1 競争入札に付する事項

(1) 契約件名 **20m型巡視艇定検修理(2014-No. 5)**

(2) 契約内容 **船舶の修繕(詳細仕様書のとおり。)**

(3) 履行期限 **平成26年7月22日**

(4) 履行場所 **請負業者施設**

(5) 入札方式 本件は電子入札システムで行う。

なお、電子入札システムにより難しい者は紙による入札を行えるものとするので、下記4の場所にて「紙入札方式参加願」の交付を受け、資格審査結果通知書提出期限までに提出すること。

電子入札システムのURL <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

(6) 本件入札公告における入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) **平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)(近畿地区又は四国地区を希望した者に限る。)**で「**役務の提供等**」の**C又はD等級**に格付けされている者。

(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 当該調達案件の履行に関する技術審査に必要な資料(技術審査申請書等)を提出し、合格と判断された者であること。

なお、技術審査は、「第五管区海上保安本部の船舶の修繕に関する技術審査基準」に基づき、第五管区海上保安本部船舶技術部長が行う。

(5) 第五管区海上保安本部長から指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 下記4項目の担当者から本件公告に係る仕様書を入手している者であること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 競争参加資格を確認するための書類について

入札参加希望者は**平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)**における資格審査結果通知書の写しを確認書と共に電子入札システムにより次の期限までに提出すること。

資格審査結果通知書提出期限 平成26年5月30日 12時00分

なお、紙により入札に参加する業者においては、紙入札方式参加願(資格審査結果通知書の写し添付)を同期限までに下記4項目の担当係へ提出すること。

4 契約条項等を示す場所及び契約・入札に関する問い合わせ

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号

第五管区海上保安本部経理補給部経理課 入札審査係

電話 078-391-6555 (内線2224)

- 5 仕様書の貸出受付期間及び場所
貸出受付期間 公告の日から平成26年5月30日12時00分まで
場所 前記4項目の担当係へ申し出ること。
- 6 入札の場所及び日時
 - (1) 入札書受領期限
平成26年6月9日 17時00分 第五管区海上保安本部(9階経理課)
 - (2) 開札
平成26年6月10日 10時30分 第五管区海上保安本部(9階経理課入札室)
- 7 入札保証金及び契約保証金に関する事項
免除
- 8 入札の無効
競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 落札の決定
 - (1) 第五管区海上保安本部入札・見積心得書による。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 支払い条件
履行完了後
- 12 仕様書に関する問い合わせ先
第五管区海上保安本部船舶技術部 管理課
電話及びファックス 078-391-6557(内線2313)
仕様に関する質問については、電子入札システム又は書面により提出すること。
なお、質問の受付終了は、平成26年5月30日12時00分とする。
- 13 その他
 - (1) 入札参加希望者が電子入札システムを使用して入札に参加した場合には、通知書等を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - (2) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積心得」によるものとする。

以上公告する。